

### Ⅲ-1 遺族共済年金決定請求書【1面】(C-1①) 記入例

◇ 【1面】と【2面】がありますが、記入項目が【1面】のみで終了する請求者は【2面】の提出は必要ありません。

#### 遺族共済年金 決定 請求書

【1面】

**【請求年月日】**  
請求日は元組員の亡くなった日以後となります。

**【基礎年金番号】**  
基礎年金番号通知書等により確認し正確に記入してください。

**【電話番号】・【携帯電話番号等】**  
自宅の電話番号を記入してください。また、仕事等で日中に連絡のとりにくい場合や、病院入院中や施設入所中の場合には、「携帯電話番号等」欄に連絡のとれる番号を記入してください。

**【年金受取機関】**  
①銀行等の口座を記入してください。口座名義が請求者氏名と異なるときは年金の振込みが出来ませんので、請求者ご本人名義の口座を記入してください。  
②口座番号及び通帳番号は右づめ、通帳記号は左づめで記入してください。

**【元組員氏名】・【性別】・【生年月日】・【年金証書番号】**  
元組員の氏名、性別(該当するものを○で囲んでください。)、生年月日及び年金証書の記号番号を記入してください。

**【基礎年金番号】・【所属所番号】・【証番号】**  
元組員の基礎年金番号、所属所番号及び証番号を記入してください。

**【資格取得年月日及び退職年月日】**  
①元組員が組合員の資格を取得した年月日を記入してください。  
②元組員の退職事由の該当するものを○で囲んで退職年月日を記入してください。

**【死亡年月日等】**  
①元組員が亡くなった事由で該当するものを○で囲んでください。  
②元組員が亡くなった年月日を記入してください。

**【所属機関の長の証明】**  
元組員の所属していた所属機関の証明となります。なお、所属していた所属機関が市町村合併等によりなくなっている場合には、その事務が引き継がれた所属機関の証明となります。  
※元組員が在職死亡の場合のみ必要となります。

※太線の枠内に必要事項を記入してください。□欄には記入しないでください。

年金証書記号番号	86	給料記録番号	86
フリガナ	共済 花子	氏名	共済 花子
性別	女	生年月日	大正昭和平成 昭和 平成 XX年 7月 7日
基礎年金番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	元組員との続柄	妻
フリガナ	共済 太郎	元組員氏名	共済 太郎
基礎年金番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	所属所番号	100
証番号	1000	証番号	1000
資格取得年月日及び退職年月日	昭和 平成 XX年 4月 1日	退職事由	定年・普通・勸奨・死亡・その他
死亡年月日等	死亡事由	死亡年月日	昭和 平成 XX年 8月 9日
元組員の年金受給状況	公的年金制度名	年金種別	年金証書記号番号
市町村共済 厚生年金	退職共済 障害共済 厚生年金	86XX-0000012345	昭和 平成 XX年 5月 2日
市町村共済 厚生年金	退職共済 障害共済 厚生年金	86XX-0000012345	昭和 平成 XX年 1月 11日
市町村共済 厚生年金	退職共済 障害共済 厚生年金	1234-567890-1150	昭和 平成 XX年 5月 2日
過去に受給した退職一時金等の受給状況	給付の名称	受給年月日	受給額
旧共済法	昭和 平成 XX年 3月 31日	100,000 円	希望する返還方法 年金から控除 ※ 円

**【氏名】**  
①住民票記載のとおりに記入してください。また、フリガナも記入してください。  
②必ず押印してください。

**【性別】・【生年月日】・【元組員との続柄】**  
①該当する性別を○で囲んでください。  
②生年月日を記入してください。  
③元組員との続柄を記入してください。

**【住所】**  
住民票記載のとおり記入してください。また、フリガナも記入してください。

**【受給中の年金】及び【元組員の受給年金】**  
請求者または元組員が受給権を有する(または有していた)年金(停止中の年金を含む)及び請求中の年金をすべて記入してください。  
①「公的年金制度名」には厚生年金等の年金の制度名を記入してください。  
②「年金種別」には、老齢・退職給付、障害給付、遺族給付の年金の名称を記入してください。  
③「年金証書記号番号」には現在受給権を有する年金の年金証書記号番号を記入してください。また、請求中である場合は、「(請求中)」と記入してください。  
④「受給権発生年月日」には年金証書等で確認のうえ、年金の権利が発生した年月日を記入してください。

**【過去に元組員が受給した退職一時金等の受給状況】**  
①過去に元組員が退職一時金等を受給した場合で、その返還が終了していない場合は記入してください。なお、過去に退職一時金を受給した場合にはその一時金に利子を付した金額を返還していただくことになります。  
②「希望する返還方法」欄で、「年金からの控除」を選択した場合には各支給期の年金支給額の1/2を限度として年金から控除されることになります。また、「その他」を選択した場合には、別途「既給一時金返還申出書」を提出し返還方法を指定する必要があります。

**【所属所受付印】**  
請求者が所属所に請求書を提出した日が受付日となることから所属所の受付印が必要となります。  
※元組員が在職死亡の場合のみ必要となります。

【備考】 平成 年 月 支給期決定 【2面】 【有・無】

